

ちばコラボ大賞実施要綱

(目 的)

第1条 NPO（市民活動団体）、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政機関等とが連携して、それぞれの特性を活かしながら地域社会の課題解決に取り組むことで、福祉や環境、子育て、まちづくり等さまざまな分野で成果をあげている。

この要綱は、そのような連携事例の中から、他のモデルとなる優れた事例に取り組んでいる団体を表彰し、連携の重要性や効果を広く県民に周知することにより、連携による地域づくり及び持続可能な社会の実現に資する地域の課題解決に向けたパートナーシップの取組を促進することを目的として、千葉県表彰規則及び千葉県表彰事務取扱要綱に基づき必要な事項を定める。

(対象となる事例)

第2条 表彰の対象となる事例は、次に掲げる要件をすべて満たす事例とする。

(1) 次のア及びイに掲げるいずれかの事例であること。

ア NPO、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政機関等の二団体以上の連携事例（連携団体に行政機関を含む場合は、三団体以上の連携事例）

イ NPO、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政機関等との二団体以上で構成される協議体による事例（構成団体に行政機関を含む場合は、三団体以上で構成される協議体による事例）

(2) 現在継続中又は事業終了後1年以内の事例であること。

(3) 県内で取り組まれている事例であること。

(4) 連携して事例に取り組んでいる団体（協議体による事例の場合は協議体の構成団体。以下「連携団体」という。）のうち、一つ以上の団体が県内に事務所を有すること。

(5) 行政機関からの委託により取り組まれている事例ではないこと。

(応募の方法)

第3条 事例の応募は、自薦又は他薦によるものとする。なお、応募に当たっては、すべての連携団体の了解を得た上で行うものとする。

(1) 自薦の場合

連携団体は、応募書並びに別記第1号様式、第2号様式及び別途定める事例紹介用調書に必要事項を記載の上、県に提出するものとする。

なお、応募は1団体1事例までとする。

（２）他薦の場合

連携団体以外の団体（ＮＰＯ、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政機関等）又は個人は、推薦書並びに別記第１号様式、第２号様式及び別途定める事例紹介用調書に必要事項を記載の上、県に提出するものとする。

（審査の方法）

第４条 前条の規定により応募があった事例については、県環境生活部県民生活課（以下「県民生活課」という。）による第１次審査及び第６条で定める審査会による第２次審査を行い、表彰事例を選考する。

（１）第１次審査

- ア 県民生活課は、応募書類に基づき応募資格の有無等を確認する。
- イ 県民生活課は、次条で定める審査基準に基づく点数評価及び必要に応じて実施する現地調査・ヒアリングを踏まえ、第２次審査の対象を選考する。

（２）第２次審査

審査会は、第２次審査の対象として選考された事例について、各連携団体又は、協議体によるプレゼンテーションを受けた上で、次条で定める審査基準に基づく点数評価を基本として総合的に評価し、表彰事例を選考する。

（審査基準）

第５条 審査基準は下表のとおりとする。

項 目	内 容
①目的	地域社会の現状と課題の把握、その解決に向けた事業の目的と内容が的確か。
②先駆性	取組に創意工夫が見られ、他のモデルとなりうる先駆的な要素を有しているか。
③連携度	役割分担が明確で、各連携団体の特性や能力（例：専門性、ネットワーク等）を活かした取組であるか。
④成果	連携して取り組むことにより、相乗効果のある成果が外部に生みだされているか。
⑤発展性 （重点項目）	県民参加の促進や他地域への波及など、事業に広がりが見られるか。また、各連携団体に組織としての成長が見られるか。
⑥市民目線	地域住民の目線で地域課題に着目し、自発的に実践されている取組であるか。
⑦特筆事項	事業全体を通して、特筆すべき優れた点（加点要素）があるか。

(審査会)

第6条 県は、専門性・公平性・透明性の観点から適正に審査するため、別に定めるところにより、外部の有識者（NPO関係者、学識経験者、企業関係者等）及び行政職員を含む6名以内の委員で構成する審査会を設置するものとする。

(表彰事例の決定)

第7条 知事は、審査会による第2次審査の結果に基づき、「ちばコラボ大賞（千葉県知事賞）」を決定する。
表彰事例は3事例以内とする。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、知事が賞状を授与して行う。（ただし、行政機関を除く。）

(広報)

第9条 県は、表彰事例について、千葉県ホームページ等県が有する各種広報媒体や、県が作成するリーフレット等への掲載を行うことにより、広く県民に周知するものとする。

(所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、県民生活課において所掌する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月14日から施行する。